

第28号議案

品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

品川区後期高齢者医療に関する条例（平成20年品川区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
付則中第2項および第3項を削り、第4項を第2項とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 高齢者の医療の確保に関する法律等が改正されたことに伴い、保険料を徴収すべき被保険者を見直す必要がある。